

地方税の課税免除(不動産取得税・固定資産税の免除)

「企業立地計画」に基づいて企業立地を行う事業者に対して、工場などの土地・家屋に係る不動産取得税・固定資産税の課税が免除される場合があります。

「一般対象業種」と「農林漁業関連対象業種」で要件が異なります。

■ 要件

一般対象業種

土地・家屋・構築物の取得価額の合計額が2億円超

11	繊維工業	16	化学工業（塩製造業を除く）
17	石油製品・石炭製品製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
39	情報サービス業	40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業	44	道路貨物運送業
47	倉庫業	711	自然科学研究所

農林漁業関連対象業種

土地・家屋・構築物の取得価額の合計額が5千万円超

09	食料品製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く）
12	木材・木製品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	19	ゴム製品製造業

※土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に建物又は建築物の建設に着手した場合に限る。

■ その他

- ・土地については、対象建物の垂直投影部分のみが対象
 - ・工場と別に建設した事務所（管理棟等）や倉庫は対象外
- ※要件に該当しない場合は課税免除になりません。詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

■ 手続き

不動産取得税の課税免除については、計画承認後、工場などの工事着手迄に、所管県税事務所へ「企業立地計画承認申請書」の提出を行って下さい。

山口県の各県税事務所

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/madoguchi/kenzeijimusyo.html>

固定資産税の課税免除については、各市町によって異なりますので、各市町へご確認ください。